

ねんど ていげん
1998年度・提言

がいこくじん こ ふく こ
外国人の子どもたちを含む、すべての子どもたちが、
あんしん ゆた ほうかご す ば ほしょう
安心して豊かな放課後を過ごせる場を保障する。

(1) こ 子どもの権利条約は子どもたちの生きる権利や育つ権利を保障しています。

しかし、ことば 言葉が不十分ながいこくじん 外国人の子どもたちは、ほうかご 放課後もともだち 友達とあそぶ 遊ぶことがすくなく、かてい 家庭に閉じこもりがちです。こ 子どものせいちょう 成長やはつたつ 発達を考えると、よりおほく 多くの子どもたちとあそびや 遊び生活のなかでふれあい、まな 学びあ 合ってほしいとねが 願っています。

(2) ねんど 1997年度のオープン会議において、がいこくじん 外国人保護者から、る すかてい 留守家庭児施設に入室できない4年生以降で、ねんせい 両親がねんせい 就労している場合、げーむ せんたー 遊戯センターやきけん 危険な場所に行くことがあるので、こ 子どもたちを6年生までうけいれ 受け入れてほしい、といういけん 意見が出されました。

(3) かわさきし 川崎市では、ねんど 1998年度からしょうがくせい 小学生の子どもたちががっこう 学校からこども文化センターへ直接行ってあそぶ 遊ぶ「アスクル」がこども文化センター20館ではじめられました。

この「アスクル」は、こ 子どものじしゅせい 自主性をそんちょう 尊重しながら、あそぶ 遊びを中心にした仲間づくりなどけんこう 健康であんぜん 安全にゆた 豊かなほうかご 放課後をすごす 過ごすことをめく 目的としています。

ねんど 1999年度から、こども文化センターのぜんかん 全館(59)でかいし 開始されることになっています。もつとこの「アスクル」を多くの子もたちやあまごしや 保護者にしらせるとともに、こ 子どもたちがきがるにたの 楽しくすごせるようにしてほしいとねん 望んでいます。

(4) 59のこども文化センターは、こ 子どもによっては、がっこう 学校からとほい 遠いところ、またこうつうりょう 交通量の多いところをとおらなければならぬ場合もあります。できるだけ、こ 子どもたちにみぢか 身近な場所でのこ 事業が行われることをねん 望みます。

また、いねんれい 異なる年齢やたぶんか 多文化の多くの子どもたちのこうりゅう 交流の場となる事業がほうかご 放課後のみならずあつやす 夏休みなどのちようききゅうぎゅうちゅう 長期休業中もあこな 行われることをねん 望みます。

いじょう 以上のことから、がいこくじん 外国人の子どもを含む、よりおほく 多くの子どもたちがあんしん 安心してゆた 豊かなほうかご 放課後

を過ごせるように、以下のことを提言します。

- 1 「アスクル」を、特に外国人に広く知らせるために、多言語でパンフレットを作り広報を充実すること。
- 2 外国人の親を持つ子どもたちの文化や言語の違いを認めながら、多くの異年齢の子どもたちと共に、楽しく遊び、安全に過ごせるように、こども文化センター職員の、国際理解研修を充実すること。
- 3 子どもたちにとって、安全でより身近な場所の一つとして学校があります。最近の少子化に伴う余裕教室の現状も踏まえながら、今後の課題として、学校施設を活用した事業について検討していくこと。

そのため、わたしたちが外国人市民代表者会議のメンバーは、パンフレットの多言語翻訳やこども文化センターの地域ボランティアなど、できることは積極的に協力します。

1999年度の状況

【教育委員会、市民局において担当】

アスクル事業は平成11年度から59カ所全てのこども文化センターで実施している。12

年度のアスクルの募集には、代表者会議の協力をいただきながら、多言語によるパンフレットの作成を行い、広報の充実に努める。

こども文化センター職員の国際理解研修については、年間計画に基づき実施しているが、11月の館長宿泊研修の中で代表者・担当職員による研修を実施した。(市民局)

学校施設の利用について、「学校施設利用検討委員会」で継続的に検討中。第2・4土曜日、市内全小学校と養護学校で校庭や体育館を使用して「遊びの広場」事業を実施。2002

年の週5日制を見据えて関係機関と検討する。(教育委員会)

2000年度の状況

【市民局、教育委員会において担当】

アスкулについては、今年度、外国人市民代表者会議の協力を得て多言語によるパンフレットの作成を行った。各子ども文化センターにおいて必要に応じて配布し、内容について外国人にも理解できるように努めている。今後は、他の事業についても、必要に応じて協力を得ながら広報の充実に努めたい。

子ども文化センター職員の研修については、青少年の健全育成及び、施設運営に必要な知識、技術の習得のため、年間計画に基づき実施している。98年度は館長研修の中で「国際理解」を、99年度は「子どもの人権」について研修を実施した。今後とも意識の向上を図る機会を設け、青少年の健全育成に努めていきたい。(市民局)

学校施設の利用について、「学校施設利用検討委員会」で継続的に検討中。第2・4土曜日に、市内全小学校と養護学校で校庭や体育館を使用して「遊びの広場」事業を実施。2002年の週5日制を見据えて関係機関と検討している。(教育委員会)

小学校施設における児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を10月中旬から、各区1校(川中島・御幸・木月・新作・犬蔵・長尾・栗木台)を開設する。(市民局)

2001年度の状況

【市民局、教育委員会において担当】

(1) アスкулについては、2000年度に、外国人市民代表者会議の協力を得て多言語によるパンフレットの作成を行った。各子ども文化センターにおいて必要に応じて配布し、内容について外国人にも理解できるよう努めている。

今後、事業内容の変更等により、新たなパンフレットを作成する時に外国人市民代表者会議の協力を得たい。(市民局)

(2) 子ども文化センター職員の研修については、青少年の健全育成及び、施設運営に

必要な知識、技術の習得のため、年間計画に基づき実施している。2000年度は「子どもの人権」について、2001年度は「子どもの権利に関する条例」についての研修を実施し、職員の意識の向上を図るとともに子どもたちの健全な育成に努めていきたい。(市民局)

(3) 学校施設の利用について、「学校施設利用検討委員会」で継続的に検討中。第2・4土曜日に、市内全小学校と養護学校で校庭や体育館を使用して「遊びの広場」事業を実施。2002年の週5日制を見据えて関係機関と検討している。(教育委員会)

(4) 2000年度から、小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を各区1校(川中島・御幸・木月・新作・犬蔵・長尾・栗木台)で実施している。今後、市内114の全小学校での実施に向け検討している。(市民局)

2002年度の状況

【市民局において担当】

1 2000年度に多言語によるパンフレットを配布し、その後も、各こども文化センターで必要に応じて対応している。 A

2 2000年度は「子どもの人権」について、2001年度は「子どもの権利に関する条例」についての研修を実施した。2002年度は「子どもの権利に関する条例」について内容を掘り下げ、具体的な対応事例の研修を実施した。

今後も職員の意識の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成のための研修を充実させていく。 A

3 2000年10月から、小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を各区1校実施し、2003年4月から市内の全市立小学校で「わくわくプラザ」事業を開始する。

今後は、外国籍の児童にも利用しやすいよう、印刷物にルビをふるなど、環境整備に努めるとともに、外国籍の児童を含め、障害のある児童や私立小学校の児童などが利用できるよう、配慮し、関係機関との調整を図っていく。 A

ねんど ていげん
1998年度・提言

がいこくじんがっこうそつぎょうせい こくりつだいがくじゅけんしかく みと
外国人学校卒業生の国立大学受験資格を認めること、
がいこくじんがっこう じょせい もんぶだいじん はたら
外国人学校への助成について、文部大臣に働きかける。

(1) もんぶしょう がっこうきほんちょうさ ねんど ぜんこく こう がいこくじんがっこう ひる
文部省の学校基本調査(1997年度)によると、全国に135校の外国人学校があり、昼の
かてい じどう せいとすう やく にん なか ちょうせんがっこう もっと おお ほか
課程の児童・生徒数は約27,600人となっています。その中でも朝鮮学校が最も多く、他に
ちゅうか がっこう かんこくがっこう こくさいがっこう あめりかンスクール どいつがっこう かなだ がっこう ぶんらんす
も中華学校、韓国学校、国際学校、アメリカンスクール、ドイツ学校、カナダ学校、フランス
がっこうなど
学校等があります。

かわさきしな い かわさきちょうせんしょ ちゅうきゅうがっこう なんぶちょうせんしょきゅうがっこう じんぞくがっこう
川崎市には、川崎朝鮮初・中級学校と南武朝鮮初級学校の2つの民族学校があり、
にん ねん がつげんざい じどう せいと まな
181人(98年4月現在)の児童・生徒が学んでいます。

こんご がいこくじん ぞうか ともな がいこくじん じどう せいと にほんこくない がいこくじんがっこう きょういく う
今後、外国人の増加に伴い、外国人の児童・生徒が日本国内の外国人学校で教育を受け
かのうせい たか よそう
る可能性は、さらに高まっていくと予想されます。

(2) がいこくじんがっこう それぞれ独自の民族教育と同時に、基本的には日本の学校
きょういく せいど じゅん きょういく おこな かくしゅがっこう ちい こくりつ
教育の制度に準じた教育を行っています。しかし、各種学校の地位にあるため、国立
だいがく じゅけんしかく みと こうてき じょせい しりつがっこう くら いちだん ていがく
大学の受験資格は認められず、公的な助成も私立学校に比べて一段と低額になっています。

(3) こくれん さいたく にほんせいふ ひじゅん こ けんりじょうやく だい じょう きょういく けんり
国連で採択し、日本政府も批准した「子どもの権利条約」第28条〔教育への権利〕
には、(a)初等教育を義務的なものとし、かつすべての者に対して無償とすること。(b)略
こうとうきょういく てきとう ほうほう のうりよく もと もの あくせす
(c)高等教育を、すべての適当な方法により、能力に基づいてすべての者がアクセスで
きるものとする。と定めています。

じょうぶん もと にほんべん ごしれんごうかい とく こくりつだいがくじゅけんしかく みと
この条文に基づき、日本弁護士連合会は、特に、国立大学受験資格が認められていない
じこくご じみんぞく ぶんか ほじ きょういく かん じゅうだい じんけんしんが
ことについて「自国語ないし自民族の文化を保持する教育に関して重大な人権侵害がある」
してき ぜせい せいふ かんこく ねん がつ
と指摘し、その是正を政府に勧告しました。(98年2月)

こくれん こ けんり かん いいんかい けねんじこう いいんかい かんこく ちょう
また、国連の子どもの権利に関する委員会からは、懸念事項として「委員会は、韓国・朝
せんしゅつしん じどう えいきょう あた こうとうきょういくしせつ あくせす ふびょうどう とく けねん
鮮出身の児童に影響を与えている高等教育施設へのアクセスにおける不平等...特に懸念
する」があげられ、政府にその是正を勧告しています。(98年6月)

こくれんじんけんきやくいいんかい おも けねんじこうおよ かんこく なか ちょうせんじんがっこう ふにんてい
さらに、国連人権規約委員会からは、主な懸念事項及び勧告の中で「朝鮮人学校の不認定

をふく含む、日本国民ではないマイノリティに対する差別の事例に懸念を有する」と政府に注意をかんき喚起しています。(98年11月)

(4) 国内においては、JRの通学定期券は第1条校と同じ割引率を適用し、高校体育連盟や中学校体育連盟の各競技会への参加資格も認められています。

また、大学受験資格についても、公立大学57校中30校、私立大学431校中220校(97年9月現在)と、それぞれ半数以上が認められてきています。

以上のことから、次のことを文部大臣や国立大学協会に働きかけることを市長に提言します。

- 1 外国人学校卒業生に対し、日本の国立大学の受験資格を認めること。
- 2 外国人学校に対し、日本の私立学校と同等程度の補助金を交付すること。

(経過報告)

この提言項目については、すでに、市長から総理大臣と文部大臣に宛てて要望書が提出されています。

代表者会議では10月までに論議していた経過があり、緊急の要望として98年12月、市長に提出することを、正副委員長部会長会議で決定し文案を確認しました。その後市長に提出しましたが、予算に関わることも含めて加筆修正したものです。

要望書の内容については、第5回会議の代表者会議で追認を得ました。(99年1月)

[参考]

(1) 川崎民族教育推進協議会から、市議会に対し「朝鮮高級学校卒業生の国立大学受験(入学)資格と朝鮮学校への助成金に関する陳情」が提出され、川崎市にも同じ趣旨の要望書が提出されました。(98年6月)

(2) 市議会で審議の結果、12月議会において全会一致で陳情が採択され、国に意見書が提出されました。

同時に、市長から、総理大臣と文部大臣に宛てて、要望書が提出されました。(98年12月)

1999年度の状況

【市民局において担当】

98年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出。同時に市議会からも国に意見書が出された。

* 国は大学入学受験資格検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化に

ついて99(平成11)年9月3日規定改正し施行。

2000年度の状況

【市民局において担当】

98年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出。同時に市議会からも国に意見書が出された。

* 国は大学入学受験資格検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化について、

1999年9月3日規定改正し施行した。

2001年度の状況

【市民局において担当】

1998年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出。同時に市議会からも国に意見書が出された。

* 国は大学入学受験資格検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化について、

1999年9月3日規定改正し施行した。

2002年度の状況

【市民局において担当】

1・2 1998年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出した。

それと同時に市議会からも国に対し、意見書が出されている。

国は、大学入学受験検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化について、

規定を改正し施行した。(1999年9月3日)

ねんど ていげん 1998年度・提言

がいこくじんこうれいしゃ ねんきんしきゅう くに はたら かわさきし
外国人高齢者への年金支給を国に働きかけ、川崎市
がいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく はか
外国人高齢者福祉手当の増額を図る。

(1) 日本では、1959年に厚生年金に加入していない人のために国民年金制度がつくられましたが、当初は日本人に限られ、外国人、特に戦前・戦後も厳しい生活環境におかれた旧植民地出身者は加入できませんでした。82年、国民年金法が改正され国籍条項は無くなりましたが、年金を受給するには原則として60歳までに25年間保険料を納める必要があり、当時、35歳以上の外国人で、過去に厚生年金に加入したことがない人は加入しても意味がありませんでした。86年、再び国民年金法が改正され、外国人の過去の未加入期間はカラ期間と呼ばれる加入期間とみなされるようになりましたが、それでも86年当時60歳以上の外国人は納付期間がなく無年金者のままでした。

(2) 59年の国民年金法が制定された当時の日本人の高齢者も無年金者になる可能性がありましたが、全額国の負担の老齢福祉年金(98年度の最高月額約34,000円)や5年年金、10年年金などの短期間の納付期間で年金が受けられる制度をつくりました。沖縄の人もかつて国民年金法が適用されなかったのですが、本土復帰の際には国民年金法が適用されなかったことから生じる保険給付の給付水準等の格差を是正するための特例措置がとられました。こうした措置に比べると在日外国人への配慮は十分ではありませんでした。

(3) 川崎市は、在日韓国・朝鮮人高齢者の要望を受けとめて、在日外国人の無年金者及び低額受給者に対する救済・改善措置を、他の制令指定都市と共に国に対して働きかけを行ってきました。また、94年に独自の外国人高齢者福祉手当の制度をつくり、45年8月15日に義務教育終了(中学校卒業)の年齢になっていた人=29年8月15日以前に生まれていた人が70歳になったときから一律に1ヵ月18,000円(98年現在)を支給することを決定されたことは高く評価できるものです。しかし、老齢福祉年金に比べると額は少なく、97年のオープン会議でも当事者が生活の困窮を訴えられている現状があります。

以上のことから、次のことを市長に提言します。

- 1 外国人高齢者に老齢福祉年金と同じような制度をつくることを国に働きかける。
- 2 川崎市は、国の法改正までの間、老齢福祉年金額を目標に、外国人高齢者福祉手当の支給額を増額すること。

1999年度の状況

【健康福祉局において担当】

13大都市国保年金主管部課長会議名で厚生省へ要望書を提出した。(99年7月)今後も引き続き要望していきたい。

川崎市高齢者福祉手当制度を平成6年10月に創設し平成11年(1999)10月から月2万円に増額した。今後も他都市の動向等を勘案しながら努力したい。

2000年度の状況

【健康福祉局において担当】

12大都市国保年金主管部課長会議名で厚生省へ要望書を提出した。(2000年7月)今後も引き続き要望していきたい。

川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で1994年10月に創設した。月1万円で開始し、順次引き上げ1999年10月から月2万円に増額した。今後も他都市の動向をも勘案しながら努力していきたい。

2001年度の状況

【健康福祉局において担当】

12大都市国保年金主管部課長会議名で厚生省へ要望を提出した。(2000年7月)

今後も引き続き要望していきたい。

川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で1994年10月に創設した。月額10,000円で開始し、順次引き上げ2001年10月から月額21,500円に増額した。

今後も他都市の動向をも勘案しながら努力していきたい。

2002年度の状況

【健康福祉局において担当】

1 政令指定都市年金主管部課長会議から「国民年金に関する要望書」を社会保険庁に提出し、国への働きかけを行った。

今後も、引き続き、国に働きかけを行っていく。

B

2 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で、1994年10月に創設した。制度開始時の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行い、2002年度は月額21,500円となっている。

今後とも、他都市の実施状況などを勘案しながら、努力していく。

A

2003年度の状況

【健康福祉局において担当】

1 他の政令指定都市とともに、外国人高齢者の無年金問題に対する救済措置を講ずる要望も含めた「国民年金に関する要望書」を社会保険庁に提出し、国への働きかけを行った。

今後も、引き続き、国に対して働きかけを行っていく。

B

2004年度の状況

【健康福祉局において担当】

1 他の政令指定都市とともに、外国人高齢者の無年金問題に対する救済措置を講ずる要望も含めた「国民年金に関する要望書」を社会保険庁に提出し、国への働きかけを行った。

今後も、引き続き、国に対して働きかけを行っていく。

B

2005年度の状況

【健康福祉局において担当】

1 在日外国人市民の無年金者に対する救済・改善措置の早期実施について、今年も各政令指

ていと し れんけい はか れんめい こうせいろうどうしやう ようぼうしよ ていしゅつ
定都市と連携を図り、連名で厚生労働省あてに要望書を提出した。また、かながわしゃかいほけんじ
むきよく ようぼうしよ ていしゅつ
務局にも要望書を提出した。

こんご で き そうきゅう じっし はたら おこ
今後も出来るだけ早急に実施されるよう、働きかけを行っていく。

B

ねんど じやうきやう 2006年度の状況

けんこうふくしきよく たんとく 【健康福祉局において担当】

ざいにちがいこくじんしみん むねんきんしゃ たい きゅうざい かいぜん そち そうきじっし ことし かくせいれい
1 在日外国人市民の無年金者に対する救済・改善措置の早期実施について、今年も各政令

していと し れんけい はか れんめい こうせいろうどうしやう ようぼうしよ ていしゅつ
指定都市と連携を図り、連名で厚生労働省あてに要望書を提出した。

こんご で き そうきゅう じっし はたら おこな
今後も出来るだけ早急に実施されるよう、働きかけを行っていく。

B

ねんど ていげん 1998年度・提言

がいこくじんしみん しえん ちいき こくさいこうりゅう じゅうじつ
外国人市民の支援と地域における国際交流を充実し、
うち こくさいか すいしん ねんどていげん ほそくいけん
「内なる国際化」を推進する。(97年度提言の補足意見)

がいこくじんしみん だいいひょうしゃかいぎ ねんど かわさきし こくさいこうりゅうじぎょう すいしん こくさいこうりゅうきょうかい
外国人市民代表者会議は、97年度に川崎市の国際交流事業を推進するため、「国際交流協会の
きかく うんえい しく だいいひょうしゃかいぎ ぼらんていあだんたい めんばー い こくさい
企画・運営の仕組みに代表者会議とボランティア団体のメンバーを入れること、そして「国際
こうりゅうきょうかい かつどうはんい ひろ ぼらんていあねっとわーく こうちく ていげん
交流協会の活動範囲を広げてボランティアネットワークの構築」を提言しました。

こくさいこうりゅうきょうかい い か きょうかい りやく しまいとし がいこく こうりゅうかつどう たか ひょうか
国際交流協会（以下「協会」と略す）の姉妹都市や外国との交流活動は高く評価されていま
すが、「内なる国際化」をさらに推進するために、以下の事項について働きかけられることを
ねんど ていげん ほそくいけん ていしゅつ
97年度の提言の補足意見として提出します。

- 1 きょうかい ちいきしゃかい こくさいこうりゅう がいこくじんしみん たい そうだん しえん かつ
協会は、地域社会における国際交流、外国人市民などに対する相談や支援のための活
どう ちゅうしんてき やくわり は ぼらんていあ しみんだんたい
動の中心的な役割を果たすため、ボランティアや市民団体をつなぎ合わせた「ボランテ
いあねっとわーく」をいち早く構築する。
- 2 じょうき もくてき たっせい ぼらんていあ しみんだんたい だてたべーすか
上記の目的を達成するため、ボランティアや市民団体のデータベース化をしたり、
きょうかい すたっふ かんけいきかん ぼらんていあ きょうどうけんしゅう じっし
協会のスタッフと関係機関やボランティアの共同研修を実施するなど、情報や知識
きょうゆうか ほか
の共有化を図る。
- 3 きょうかい きかく うんえい がいこくじんしみん しみんだんたい いけん はんえい かしょう きかくうんえい
協会の企画・運営に外国人市民や市民団体の意見を反映するため、「仮称：企画運営
いんかい ぼそく いま ひょうぎいんかい がいこくじんしみん い しく
委員会」を発足させる、または、今ある「評議員会」に外国人市民を入れる仕組みを
つくる。

ねんど じょうきょう 1999年度の状況

そうむきょくあよ こくさいこうりゅうきょうかい たんどう
【総務局及び国際交流協会において担当】

きょうかいとうろく ぼらんていあ こじんとうろく しみんだんたい 民間かんこうりゅうだんたい とうろく
協会登録ボランティアは個人登録であり、市民団体は民間交流団体として登録し、その
ねっとわーくか つと じしゅてき たい しえんさく けんどう
ネットワーク化に努めている。自主的なつながりに対する支援策を検討した。

とうろく ぼらんていあ 民間かんこうりゅうだんたい だてたべーすか じっし かくしゅ ぼらんていあ
登録ボランティアと民間交流団体のデータベース化はすでに実施。各種ボランティアの

研修会を行い、交流、親睦を図っている。情報や知識の共有化や資質の向上を目的とした研修会を実施していくこと等を検討した。

協会の事業運営は理事会で議決し、重要な事項は評議員会で調査審議されることとなっているが、理事には外国人市民がすでに選任されている。

評議員については、平成13年5月の評議員改選時に外国人市民を選任する方向で検討する。

2000年度の状況

【総務局及び国際交流協会において担当】

ボランティアは個人登録されており、協会を核としてネットワーク化が図られている。市民団体は民間交流団体として登録されており、「民間交流団体連絡協議会」を設置しネットワーク化されている。なお、「川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議」が2000年2月に発足し、当協会も構成員になっている。

登録ボランティアと民間交流団体のデータベース化はすでに実施。ボランティアの居住支援制度・日本語講師のブラッシュアップ・通訳養成等研修を実施し、情報や知識の共有、資質の向上、交流、親睦を図っている。また、協会職員の知識向上のために関係機関の協力を得て定期的な研修を始めた。

協会の事業運営は理事会で議決し、重要な事項は評議員会で調査・審議されることとなっているが、理事には既に外国人市民が就任している。

評議員については、2001年度の評議員改選時に外国人市民を選任する方向で検討している。

2001年度の状況

【総務局及び国際交流協会において担当】

1 ボランティアは個人登録されており、協会を核としてネットワーク化が図られている。

市民団体は民間交流団体として登録されており、「民間交流団体連絡協議会」を設置し

ネットワーク化されている。2001年3月に協会のホームページで民間交流団体の活動内容、

連絡先の紹介と各団体のホームページへのリンクを図った。なお、ボランティア活動・市民

かつどうだんたい いくせい しえん かんけいきかん じょうほうこうかんなど もくてき かわさきしかんけいぼらんていあ しみんかつ
活動団体の育成、支援や関係機関の情報交換等を目的に「川崎市関係ボランティア・市民活
どうすいしんきかんねつとわーくかいぎ
動推進機関ネットワーク会議」が2000年2月に発足し、当協会も構成員になっている。

2 登録ボランティアと民間交流団体のデータベース化はすでに実施。居住支援制度・日本語講
師のブラッシュアップ・通訳養成等研修を実施し、ボランティアの情報や知識の共有、資
質の向上、交流、親睦を図っている。また、協会職員の知識向上のために関係機関の協力
を得て定期的な研修を行っている。

3 協会の事業運営は理事会で議決し、重要な事項は評議員会で調査・審議されることとな
っているが、理事には既に外国人市民が就任している。評議員についても、2001年度から
外国人市民が就任している。

2002年度の状況

【総務局において担当】

1 個人登録ボランティアは、国際交流協会を核としてネットワーク化が図られており、民間
交流団体は、「民間交流団体連絡協議会」により、ネットワーク化されている。

2001年3月には、国際交流協会のホームページを更新し、民間交流団体の紹介を行うととも
に、各団体のホームページへリンクできるようにした。

また、「川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議」が2000年2月に発足
し、国際交流協会も構成員となり、市内のボランティア活動や市民活動団体の育成、支援、及
び関係機関の情報交換を行っている。 A

2 国際交流協会では、ボランティアは個人登録、市民団体は民間交流団体として登録されて
おり、データベース化が図られている。

また、ボランティアについては、各種の研修を実施し、情報や知識の共有及び資質の向上
を図っている。

国際交流協会職員については、知識の向上を図り、複雑・専門化する相談業務に対応する
ため、定期的な研修を行っている。 A

3 国際交流協会の事業運営は、理事会で決議し、重要な事項は評議員会で調査・審議すること

になっている。理事^{りじ}については、これまでも外国人市民^{がいこくじんしみん}が就任^{しゅうにん}しているが、評議員^{ひょうぎいん}についても、2001年^{ねん}6月^{がつ}から外国人市民^{がいこくじんしみん}が就任^{しゅうにん}している。

A